

U.S. News & World Report, March 13, April 3, 1978.

Congressional Quarterly Weekly Report, April, 1978.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

## 民間団体の将来

(イギリス)

ウルフエンデン卿を長とする委員会は、最近、英国の民間団体の将来と題する報告書を発表した。これはラウントリー記念財団と英国カーネギー財団の委託を受けて1974年から77年にかけて、このテーマに関する研究を行なった結果をまとめたものである。同報告書は、本文185ページ、資料85ページとなっているが、ここではその概要を述べてみたい。

福祉ニードに対応する制度をみると、①既存のインフォーマルなシステム（家族、友人、隣人組織など）、②公的システム、③商業ベースによるもの、④民間システム、に大別される。このなかで、インフォーマル・システムは今日とくに重要で、その機能は、今後さらに充実することが望まれる。商業ベースのサービスをみると、たとえば国民皆医療とはいっても、依然として差額ベッドが残っており、営利的保健医療サービスに対する不満は強く、これは望ましいサービス提供システムとはいえない。また公的セクターによるサービスは、最近、その規模や守備範囲が拡大してきている。これは地方政府の再編によって行政区の数が激減したことも、その原因の一つとなっている。その結果、サービスの提供者と受益者との間に距離がありすぎるという問題が生じている。

一方、民間サービスは、公的サービスに比べてその役割は小さくなってきて

いるが、老人、障害者、児童などに関する対人社会福祉サービス分野においては、この限りでなく、個々人に対する公的サービスの効果を高めるという点でも重要な役割をもっている。また以前からあるサービスの開拓的機能は、現在も重要で、いくつかの代替的サービスが実践されている。利益を代弁する活動も活発であり、地方レベルにおいて、少数者グループの立場に立って、在野の圧力団体と関係しながら、新しい政策づくりに成功している例も多い。民間セクターによるサービスの最大の問題点は、サービスの不均等がみられることである。

中央政府には民間セクターを担当する部局があるが、この機能をさらに強め、その指導性を発揮していくことが必要である。とくに最近の社会経済情勢をみると、社会福祉や環境保護に対する公費支出はこれ以上増大されるとは思えない。一方、福祉サービスについては、これまで以上のきめ細かさが要求されている。しかしすべての社会的ニードを国または地方政府が解決していくことは不可能である。ここに公私およびインフォーマルなシステムによる長期的な機能の役割分担を明確にしていく作業の必要性がある。

地方レベルにおいては、行政当局と民間セクターの間に、調整を行なう機関が必要である。その場合、行政の民間機関に対する援助は、全国一律に定率で行なうべきではなく、地域の実情に適合させるかたちで、その運営が図られることが望ましい。中間の調整団体の機能を強化して、民間団体の役割を明確にしていくことが必要である。

中央政府からの民間に対する財政援助は、原則として社会福祉協議会など、民間団体の調整組織の機能を強化することについてのみ行なわれるべきであるが、地方政府による援助は、特定の民間プログラムに直接なされることもありうる。民間セクターに対する公費援助によって、効果的な社会福祉サービスが確保されるために、財政援助に関する一定のガイドラインが必要である。そこには、①直接的なサービス事業に対する援助より、市民参加を促進するプログ

ラムを優先すること、②プログラムを遂行することによって利益を受けるグループから高い評価を得ているものであること、③援助を受ける団体には、広範な住民が実質的な代表として参加していること、④援助を受けるプログラムは、一般化、普遍化できるものであること、などが含まれる。

また民間団体が集めることのできる財源は、現在のインフレに対応しきれていない。ここに政府による援助の必要性がある。

民間団体に関する最近の傾向の一つとして、特定の目的と会員をもつものが増えていることがあげられる。またかつてのような慈恵的サービスを目的とするものから、相互扶助を目的の原則としているものが多い。したがって、インフォーマルなシステムを強化するうえで、民間セクターの意義は大きい。さらに宗教を中心とした伝導臭がなくなり、具体的な利益を追求しているのも最近の特徴である。

民間団体は、一般的には健全で活力にあふれている。公私のサービスが重複していることも一部にはみられるが、これには努力の浪費という消極的な面もある一方、特定のグループに対する集中的なサービスを可能にするという積極面も否定できない。また民間団体は、少なくとも5年に一度は、その設立目的に照らした活動総括を行なうことが必要であり、それとあわせて運営の質を高めることが大切である。

公的セクターによるサービスの拡大を推進する一方、「小は善なり」というサービスの地方分散の原則を内実化する努力に、民間団体も留意すべきである。

Lord Wolfenden, "The Future of Voluntary Organisations",  
The Joseph Rowntree Memorial Trust and Carnegie  
United Kingdom Trust, 1978.

(根本嘉昭 国際社協日本国委員会)

## 社会保障こぼれ話

### 失業保険の改正

(スイス)

この国の失業保険は、従来、各州の基準により、強制適用と任意適用を混合した形で実施されていた。かつて、連邦政府は全国的な基準を設ける法律を制定したが、憲法によって、全国的な基金を設けるのは阻まれてしまった。したがって、失業保険の基金は州と地方自治体、労働組合、および労使双方の協力する民間の私的な会社により設けられていた。また、制度は州によって異なるので、適用を除外される例も多く、適用率は比較的に低かった。

その後、1975年に制度は若干改善され、適用の拡大、給付の引上げ、受給期間の延長などが実現された。また、不況により任意加入者が増えたり、加入も奨励された。しかし、1976年6月でも、労働者3人に1人が加入していたにすぎなかった。政府は強制適用を実現するために、国民投票を用い、その結果、1976年6月13日の国民投票により、憲法の一部改正が承認され、暫定的な規定が1977年4月1日から実施された。

この法律により、失業保険は強制適用となり、労使双方はそれぞれ賃金の0.4%を拠出することになった。この賃金には、年額46,800フランの上限を設けられているが、この上限は1975年における製造業労働者の平均賃金(23,228フラン)の約2倍に当る。また、基金に十分な支払準備金が蓄積された場合には、上記の拠出率は引下げられることを予定されている。

ところで、給付の支給率は旧制度と同一で、単身者が賃金の65%、扶養

(9頁につづく)